

伊達市景観条例の制定について【概要版】

■制定の背景

北黄金貝塚を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録へ向け、本市では、北黄金貝塚の遺跡及びその周辺において良好な景観を保全するために、景観計画を策定することになりました。

景観計画は、景観法に基づき景観行政を担う主体である景観行政団体でなければ策定することが出来ないため、まず、景観行政を担うためのルールなどを定めた景観条例を制定するものです。

■制定の理由

本市の地域特性や魅力を生かした「まちづくり」を行い、良好な景観形成を図るため、景観行政の基本的な考え方である景観計画を策定し、また、良好な景観形成を図るための施策について必要な事項を定め、重要な内容については調査及び審議を行う附属機関を設置することから、「伊達市景観条例」を制定するものです。

■条例の内容

第1章 総則

目的、定義、市や市民及び事業者の責務について定める。

第2章 良好な景観の形成に関する施策

景観計画や景観計画区域を定め、行為の届出に必要な手続きと指導、助言及び勧告、届出を要しない行為、特定届出対象行為とその変更命令等について定める。

また、景観重要建造物や景観重要樹木の指定と管理に必要な事項について定め、それらを除く景観資産の登録制度に必要な手続きについて定める。

第3章 景観審議会

景観審議会の設置、組織や会議に必要な事項について定める。

第4章 雑則

この条例の実施に関し必要な事項は、規則へ委任することを定める。

附則

1 施行期日

公布日

2 その他

条例制定に伴い、非常勤特別職職員の報酬に関する条例を一部改正し、同条例別表の附属機関に伊達市景観審議会を追加する。